

東大和市パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントに関して必要な事項を定めることにより、施策等の立案過程における公正の確保と行政運営における透明性の向上を図るとともに、市民等への説明責任を果たし、もって開かれた市政運営の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 実施機関が、東大和市（以下「市」という。）における施策等の立案過程において、施策等の趣旨、目的、内容その他の必要な事項を公表し、市民等から意見を求め、提出された意見に対する実施機関の考え方を公表するとともに、意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 施策等 次条各号に掲げるものをいう。
- (4) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市の区域内に存する学校に在学する者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリックコメントを実施する施策等について利害関係があると認められる個人及び法人その他の団体

(対象となる計画等)

第3条 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメントを実施するものとする。

- (1) 基本構想、基本計画及び個別行政分野における計画であって市民等に影響を与えるものの策定又は変更
- (2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例
- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える施策の実施

- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの
(適用除外)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、施策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 実施機関が迅速又は緊急を要すると認める場合で、パブリックコメントを実施することが困難であると認められるとき。
- (2) 法令等に基づき施策等の案について縦覧が義務付けられている場合
- (3) 法令等に基づく施策等で実施機関に裁量の余地がないと認められる場合又は実施機関が法令等の規定に準じて施策等を実施する場合
- (4) 市税、分担金、使用料及び手数料の徴収その他金銭の徴収に関する場合
- (5) 金銭の給付に関する場合
- (6) 他の法令等の制定、改正又は廃止に伴い必要とされる規定の整備その他の軽微な変更を行う場合
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により条例の制定又は改廃の議案を議会に提出する場合
- (8) 施策等と実質的に同一のものについて、実施機関が、この要綱の規定に基づきパブリックコメントを実施している場合又は地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関が、この要綱の規定に準じてパブリックコメントを実施している場合

2 前項第1号の規定により、実施機関がパブリックコメントを実施しないことを決定した場合は、速やかにその旨及び理由を公表しなければならない。

(施策等の案の公表)

第5条 実施機関は、パブリックコメントを実施しようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に、市の広報、公式ホームページ、当該施策等を所管する課等の窓口（以下「所管課窓口」という。）その他の適切な方法で施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、施策等の案を公表するときは、原則として、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 施策等の案の趣旨、目的及び内容
- (2) 施策等の案に対する実施機関の基本的な考え方
- (3) 施策等の案の説明資料
- (4) 意見の提出ができる者
- (5) 意見の提出期間

(6) 意見の提出先及び提出方法

(7) 提出された意見等を公表する時期

(意見の提出)

第6条 実施機関は、施策等の案の公表の日から起算して30日以上
の意見提出期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない理由がある
場合に限り、その理由を明らかにした上で、30日未満の期間を設ける
ことができる。

2 意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。この場合において、
実施機関が特に必要があると認めるときは、他の提出方法を追加する
ことができる。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵送による書面の提出

(3) ファクシミリによる送信

(4) 電子メールによる送信

(5) 電子申請システムによる提出

3 意見を提出しようとする市民等は、次に掲げる事項を明らかにしな
ければならない。

(1) 市の区域内に住所を有する者 住所及び氏名

(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人 当該事務所又は事業
所の名称及び所在地並びに氏名

(3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 当該事
務所又は事業所の名称及び所在地並びに団体の名称及び代表者の氏名

(4) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 その者が勤務
する事務所又は事業所の名称及び所在地並びに氏名

(5) 市の区域内に存する学校に在学する者 その者が在学する学校の名
称及び所在地並びに氏名

(6) パブリックコメントを実施する施策等について利害関係があると認
められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項並びに住
所及び氏名

(7) パブリックコメントを実施する施策等について利害関係があると認
められる法人その他の団体 利害関係を有することが明らかにできる
事項並びに所在地及び団体の名称及び代表者の氏名

(意見の公表等)

第7条 実施機関は、パブリックコメントを実施した場合は、次に掲げる
事項を公表しなければならない。

- (1) 前条の規定に基づき提出された意見（以下この条及び次条において「意見」という。）の数及び提出した市民等の数
- (2) 意見の提出期間
- (3) 意見の内容又はその要約
- (4) 意見に対する実施機関の考え方

2 前項の規定にかかわらず、東大和市情報公開条例（平成15年条例第22号）第7条各号に規定する非公開情報に該当するおそれのある情報については、公表してはならない。

3 公表は、公式ホームページ、所管課窓口その他の適切な方法により行うものとする。

（意思決定に当たっての意見の考慮）

第8条 実施機関は、パブリックコメントを実施した施策等について意思決定を行う場合には、当該施策等の案に対する意見を考慮するものとする。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、毎年1回パブリックコメントを実施した実施機関から報告を求め、これを取りまとめて、公式ホームページで公表するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある施策等であって、パブリックコメントを実施する時間的余裕がないものについては、この要綱の規定は適用しない。

（準備行為）

3 市長は、この要綱の施行前においても、パブリックコメントの実施等に関し必要な準備行為を行うことができる。